

# 住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会運営要綱

## 第1 趣旨

社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度に関する議論を踏まえた住基ネットの活用のあり方並びに印鑑登録証明、図書館利用、公共施設利用予約サービス等地方公共団体が実施する各種行政サービスへの住民基本台帳ネットワークシステム及び情報連携基盤の活用等について検討を行うことを目的とする。

## 第2 名称

名称は、「住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会」（以下「専門調査会」という。）とする。

## 第3 構成

- 1 専門調査会に座長を置き、住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会の座長が専門調査会の座長（以下「座長」という。）を指名する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長が不在又は座長に事故がある場合には、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 専門調査会は、別紙のメンバーをもって構成する。

## 第4 議事

- 1 専門調査会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に専門調査会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 第5 その他

- 1 専門調査会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、専門調査会の運営その他専門調査会に関し必要な事項は座長が定める。